

●香川県告示第95号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

東かがわ市

2 事業の種類

東かがわ市統合庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県東かがわ市湊字水入地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、東かがわ市湊字水入地内において施行する「東かがわ市統合庁舎整備事業」（以下「本事業」という。）である。

本事業は、東かがわ市が直接その事務の用に供する施設である市庁舎を統合して整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である東かがわ市は、要する経費の予算措置を既に講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

東かがわ市は、平成15年4月1日に引田町、白鳥町及び大内町の3町が合併して誕生した市である。現在、庁舎は旧3町の庁舎を利用する分庁舎方式としており、引田庁舎には事業部、白鳥庁舎には総務部、大内庁舎には市民部及び教育委員会事務局が配置されているため、市民から相談や申請があった際にその内容によっては、別の分庁舎への移動を要するなど、市民に負担を強いる状況となっているほか、職員にとっても庁議その他の打合せ等の際には、庁舎間の移動が必要で、移動時間や庁用車燃料費などの面から非効率な行政運営となっている。

また、白鳥庁舎の南棟は現在の耐震基準を満たしておらず、今後発生が危惧される南海トラフの巨大地震に対応する防災拠点としての庁舎の整備が喫緊の課題となっている。

本事業は、現在の白鳥庁舎の近隣で用地を確保し、統合庁舎及び駐車場を整備するものであり、本事業の完成により、市民の利便性の向上と効率的な行政運営が実現されるとともに、防災拠点としての庁舎を整備することにより、市民の安全・安心を確保すると認められる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業の事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び香川県稀少野生生物の保護に関する条例（平成17年香川県条例第44号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業は、市民の利便性の向上と効率的な行政運営を実現するとともに、防災拠点を整備することにより、市民の安全・安心を確保するため、統合庁舎を整備する事業である。

本事業の事業計画は、白鳥庁舎南棟を除去した上で、北棟に併設して新しい庁舎（4階建て、建築面積1,011.18m²）を建築することで、庁舎機能の一体化を図り、また、駐車場（152台）、緑地等を有効に配置するものである。

本事業に係る起業地については、合併協定書において「新庁舎の位置は、建設とした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。」と明記されている。また、本事業の事業計画は、平成8年度に建築された白鳥庁舎北棟を活用する観点から、現在の市庁舎敷地を基本とし、新しい庁舎の建築と駐車場の拡張に必要な用地のみを取得しようとする計画としており、全面移転と比べ、経済的、社会的に合理的な計画である。

さらに、具体的な起業地の選定に当たっては、西側拡張案、南側拡張案（申請案）について、社会的、経済的観点から総合的に検討が行われ、庁舎機能の一体化的な利用に優れ、事業費の安価な申請案が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたとおり、市民の利便性に支障を來しており、非効率な行政運営となっていること、また耐震基準を満たしていない庁舎が存在しており、防災拠点としての庁舎を整備する必要があることから、できるだけ早期に本事業の完成を図る必要があると認められる。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
東かがわ市総務部総務課